

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
8 月 21 日
(金曜日)

目次

○告示	漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………一
○雑報	県報の正誤（令和八年六月三十日山口県規則第二十九号）……………一



山口県告示第三百十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年八月二十一日

山口県知事 村岡 政

区	域	区	分
野波瀬区域 蓋井島区域		主としてまき網又は船びき網を使用して営む漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業	

正 誤
令和八年六月三十日山口県規則第二十九号（山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則）



ページ	段	行	誤	正
八	上	左から 一四	別記第百五十三号様式及び別記第百五十五号様式	別記第百十二号様式、別記第百十三号様式及び別記第百十五号様式

令和八年八月二十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁